

令和 6 年度有田町小中学校 AI ドリル使用許諾契約

仕様書

1. 概要

GIGA スクール構想により学校に配備した Chromebook や家庭の電子機器を利用し、授業や家庭学習での活用をとおして、児童生徒の個別学習を支援するとともに、GIGA スクール構想が目指す「児童生徒一人ひとりに合った個別最適化した学び」を実現するためのソフトウェアを調達しようとするもの。

2. 契約期間

(1) 準備期間

契約締結日から準備完了日（令和 6 年 5 月末）まで。

※遅くとも 6 月 1 日より、児童生徒が使用開始できるものとする。

(2) 使用許諾期間 3 か年分

3. 支払い条件

3 か年分の使用料及び初期導入費用、研修に要する費用、その他使用に当たって生じる一切の費用を含む総価契約とし、一括払いとする。

なお、使用期間中、入学卒業又は転入出等に伴う児童生徒数の増減に伴う、契約の変更等を行わないものとする。

4. 使用許諾の対象数

(1) 有田町立小学校 4 校、中学校 2 校（合計 6 校）に在籍する児童及び生徒。

1,520 ライセンスを上限とした実際の児童生徒の必要数とする。

(参考) 令和 6 年度児童生徒 1,514 人（見込み）

令和 7 年度児童生徒 1,500 人（見込み）

令和 8 年度児童生徒 1,470 人（見込み）

(2) 上記学校所属の教職員及び教育委員会事務局職員約 200 人

5. 使用場所

各小中学校及び児童生徒の各家庭、教育委員会等

6. 使用許諾の内容

(1) 利用イメージ

- ①児童生徒が、学校や家庭で1人1台タブレット端末を使用して、個別最適化されたドリルの学習を行う。
- ②当該学年以外の問題等を利用でき、個々のつまずきを支援する。
- ③進級・クラス替え等に伴う児童生徒の学習履歴や進捗状況の年次更新に対応する機能を有していること。

(2) 要件

- ①小中学校の学習者用の端末は **Chromebook** であり、授業や家庭学習で使用することを主目的として想定している。ただし、校務用端末や各家庭の端末での使用も考慮されるため、**ChromeOS**、**Windows**、**iOS**、**Android** に対応するシステムであること。
- ②町内の小中学生 1,520 人程度が一斉にアクセスしても円滑に稼働する仕組みを有していること。

(3) ドリル機能

別紙、AIドリル仕様確認書に記載する機能を満たすこと。

(4) サポート体制

- ①導入時の初期設定等において選任の担当者をおき、速やかに児童生徒の使用開始がはかれるような体制をとること。
- ②導入後、各学校での利用に際し、動作環境に係る実証実験に協力すること。また、改善が必要な場合は、原因の解明とともに、必要な手立てを講じること。
- ③導入後に、操作及びシステムの問い合わせ窓口（メール又は電話）があること。
（システム提供事業者の窓口でも可とする）
- ④教育委員会へ各学校の活用状況に関するレポート等を提供し、有田町の課題解決に向けて相談できる体制をとること。

7. セキュリティについて

受注者は業務遂行にあたって、本町で定める次の法令、条例等を遵守すること。
なお、これらの法令、条例等の改正があったときは、改正後の規定を遵守すること。

- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他個人情報の保護に関する関係法令
- ・ 有田町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月 20 日有田町条例第 11 号）等その他個人情報の保護に関する関係条例等
- ・ 有田町情報セキュリティポリシー

受注者は、業務に関連して知り得た情報、その他の業務に関する機密を業務以外に利用し、又は第三者に漏洩し、若しくは開示してはならない。また、受注者は、業務契約期間内だけでなく、契約終了後も情報機密保護を行うこと。

8. その他

この仕様に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて、発注者及び受注者が協議の上、誠意をもって対応するものとする。